

令和元年第6回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月3日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深 水 滋 書 記 北清水 佳 代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	玉 井 喜 廣
教 育 長	中 村 正 一	会 計 管 理 者	泉 原 功
総 務 課 長	二本松 正 広	政 策 推 進 課 長	岡 本 隆 司
観 光 未 来 創 造 課 長	竹 内 正	税 務 住 民 課 長	松 宮 登 志 次
環 境 安 全 課 長	木 下 忠 幸	福 祉 課 長	佐 野 明 子
保 健 医 療 課 長	山 口 勉	建 設 水 道 課 長	飛 永 浩 志
農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩	パ レ ア 文 化 課 長	藤 本 斉
歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	三 宅 宗 左

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第58号 若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第 4 議案第59号 若狭町旧逸見勘兵衛家住宅条例の制定について

日程第 5 議案第60号 若狭町観光振興基金条例の制定について

- 日程第 6 議案第 6 1 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 7 議案第 6 2 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 8 議案第 6 3 号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 4 号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 6 5 号 若狭町心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 6 6 号 若狭町観光宿泊研修施設条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 6 7 号 令和元年度若狭町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 13 議案第 6 8 号 令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 6 9 号 令和元年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 7 0 号 令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 7 1 号 令和元年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 7 2 号 令和元年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 7 3 号 令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 7 4 号 若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 7 5 号 若狭町えびす荘の指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 7 6 号 財産の処分について（若狭町観光ホテル「水月花」）
- 日程第 22 請願第 4 号 老朽原発の稼働等に関わって関西電力からの説明を求めることの請願

(午前 9時14分 開会)

○議長（島津秀樹君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました令和元年第6回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席いただきましたことを心よりお礼を申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、条例の制定、改正のほか、令和元年度各会計の補正予算、指定管理者の指定、財産の処分などが主なものであります。議員各位には、十分な御審議をお願いするものであります。

さて、早いもので、ことしも1年を締めくくる師走を迎えました。1年を振り返りますと、令和元年を迎え、天皇陛下の即位の礼などの宮中行事が厳かに執り行われた歴史的な年でありました。

一方では、台風15号、19号が襲来し、大規模な停電や河川決壊による甚大な水害が各地で発生し、自然災害の脅威を強く感じた年でもありました。

これから年末にかけ何かと慌ただしくなります。議員各位には、健康に十分に御留意され、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和元年第6回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、皆様方、おはようございます。

本日ここに、令和元年第6回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には極めてお忙しいところ、御出席を賜り心から厚くお礼申し上げます。

月日がたつのは早いもので、ことし最後の月を迎えることになりました。

12月1日には、三方湖の冬の風物詩であります、たたき網漁の初漁も行われ、いよいよ冬の訪れを感じております。

さて、ことしは、歴史的な皇位継承の年であり、「令和」という新たな時代を迎えた年でもあります。

先月26日には、元号「令和」が万葉集の「梅花の歌」から引用されていることを記念して記念植樹イベントが開催されました。ここ若狭町に咲き誇る梅の花のように、明

日への希望がそれぞれの道で花を咲かせ、そして、実となってくれることを願い、若狭町梅振興連絡協議会主催のもと、地元の小学生や保育園の子供たち、また、梅の里地域づくり協議会の皆さんなど多くの方が参加されました。また、若狭町特産の福井梅のPRソング「夢梅の町」も披露され、梅産地のPRと地域住民の一体化に寄与するものと期待いたしております。

さて、ここで、ことし1年を少し振り返ってみたいと思います。

3月の施政方針でも申し上げましたとおり、町政3期目の折り返しの年として、「みんなで創るみんなのまち」「笑顔全開・地域力発信」をスローガンに、まちづくりのテーマである連携と交流に、新たにつなぐというキーワードを加え、まちづくりを進めてまいりました。

4月には、新しい知事、杉本知事が就任し、「徹底現場主義」の宣言のもと、「チャレンジ 挑戦 ふくいに新しい風を吹き込む」政策が展開され、新しい時代の県政がスタートいたしました。

今月16日にも知事との政策ディスカッションが予定されており、若狭町の未来に向かって、しっかりとつなぐための政策議論をしてまいりたいと考えております。

また、6月には、40年近くの長きにわたる町民の悲願である一大プロジェクト、県営河内川ダムが完成いたしました。このダムは、多目的ダムとしての洪水調節、河川環境の維持、用水の役割のほか、ダムにより誕生いたしました若狭町の6つ目の湖、明神湖は、観光資源としても大いに活用が期待できます。

また、北陸新幹線開業を見据え、三方五湖レインボーライン山頂公園のリニューアル工事に着手し、海・湖、歴史を生かした景観整備にも取り組んでいるところであります。

そんな中、外国人がクール（かっこいい）と感じる観光地などを世界に発信する目的に定められた、「クールジャパンアワード2019」なども受賞いたしております。

こうした追い風の中で、先人が培ってきた伝統・歴史・文化を重んじながら、各関係機関、民間企業、行政、そして、町民の皆様が手と手を取り合い、連携し交流を深め、次の世代につないでいきたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたします案件は、条例関係が9件、補正予算につきましては、令和元年度若狭町一般会計補正予算、特別会計、合わせて7件、そして、指定管理者の指定に関する案件2件、さらには、財産処分について1件をお願いいたしております。

議員の皆様には、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましての御挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、8番、原田進男君、9番、北原武道君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（島津秀樹君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間にしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査令和元年度10月分の結果報告書がお手元に配付のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 議案第58号から日程第11 議案第66号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第3、議案第58号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」から日程第11、議案第66号「若狭町観光宿泊研修施設条例の一部改正について」までの9議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第58号から議案第66号までの9議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第58号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」であります。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を定めるための条例を制定する必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第59号「若狭町旧逸見勘兵衛家住宅条例の制定について」であります。本案は、豊かな自然とすぐれた地域資源を利用して都市等との交流を推進し、もって、観光の振興と地域の活性化に資するために旧逸見勘兵衛家住宅を設置したいため、この案を提出するものであります。

次に、議案第60号「若狭町観光振興基金条例の制定について」であります。本案は、本町の観光振興を図ることを目的として、観光振興基金を設置したいため、この案を提出するものであります。

次に、議案第61号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」であります。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第62号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」であります。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第63号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第64号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。これらの案につきましては、令和元年8月7日に出されました人事院の勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当及び一般職の職員の給料の改定を行うため、提出するものであります。

次に、議案第65号「若狭町心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正について」であります。本案は、医療費の助成対象者の見直し及び住所地特例施設の定義の明確化を図ることに伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第66号「若狭町観光宿泊研修施設条例の一部改正について」であります。本案は、令和2年4月1日から、若狭町観光ホテル「水月花」を有限会社せくみ屋に譲渡するため、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

以上、9議案につきまして説明を申し上げます。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の9議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております9議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

～日程第12 議案第67号から日程第18 議案第73号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第12、議案第67号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」から日程第18、議案第73号「令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」までの7議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第67号から議案第73号までの7議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第67号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,977万2,000円を追加し、予算の総額を108億6,284万1,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、町税が3,005万7,000円の増額、県支出金が4,866万4,000円の増額、寄附金が5,000万円の増額などとなっております。

ます。

歳出につきましては、まず、人件費につきまして、人事異動による職員の配置及び人事院勧告に基づく給与等の改正による調整により、一般会計全体の人件費で294万円の減額となります。

人件費以外の歳出の主なものにつきましては、総務費では、ふるさと納税推進事業に8,000万円、農林水産業費では、就農定住研修事業に165万円、所得向上推進事業に206万2,000円、新規就農者支援事業に150万円、水田農業機械施設等整備事業に2,973万8,000円、有害鳥獣対策事業に815万円、農地等高度利用促進事業に1,079万円、地籍調査事業に133万6,000円などを計上しております。

次に、議案第68号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ39万4,000円を追加し、予算の総額を18億3,073万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、基金繰入金が31万5,000円の減額、国庫支出金が69万3,000円の増額となっております。

歳出につきましては、一般管理費が69万3,000円の増額、保健指導事業費が31万5,000円の減額などとなっております。計上いたしております。

次に、議案第69号「令和元年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額は変わらず、歳出におきまして総務管理費の予算の組み替えをするものであります。

次に、議案第70号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万4,000円を追加し、予算の総額を19億7,380万5,000円とするものであります。

介護保険事業勘定において、歳入の主なものは、国庫支出金が6万6,000円の減額、県支出金が3万4,000円の減額、繰入金が24万6,000円の増額などとなっております。

歳出の主なものにつきましては、総務費が28万円の増額、地域支援事業費が14万6,000円の減額などとなっております。

次に、議案第71号「令和元年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額は変わらず、歳出におきまして総務管理費等の予算の組み替えをするものであります。

次に、議案第72号「令和元年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第

2号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ671万8,000円を追加し、予算の総額を4億2,079万円とするものであります。

歳入では、分担金及び負担金が200万円の増額、下水道基金繰入金が471万8,000円の増額となっております。

歳出では、農業集落排水施設管理費に321万8,000円、農業集落排水施設建設費に350万円を計上しております。

次に、議案第73号「令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ703万円を追加し、予算の総額を5億5,320万8,000円とするものであります。

歳入では、下水道基金繰入金、歳出では、公共下水道施設管理費をそれぞれ703万円増額するものであります。

以上、7議案につきまして説明申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の7議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております7議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております7議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第19 議案第74号及び日程第20 議案第75号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第19、議案第74号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」及び日程第20、議案第75号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」

の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第74号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」及び議案第75号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」の2議案について、提案理由の説明を申し上げます。

これら議案につきましては、それぞれの施設において、指定管理の期間が今年度末で満了となりますので、令和2年度からの指定管理の相手方の指定に関する議案を提出させていただきます。

指定管理者を指定させていただきます施設につきましては、若狭町若狭テクノパークを公益社団法人若狭町シルバー人材センターに、若狭町えびす荘を有限会社彩石に指定させていただきたいと考えております。

以上、2議案につきまして、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております2議案については、議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第21 議案第76号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第21、議案第76号「財産の処分について（若狭町観光ホテル「水月

花」)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第76号「財産の処分について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日から、若狭町観光ホテル「水月花」を有限会社せくみ屋に譲渡したいので、この案を提出するものであります。

十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第22 請願第4号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第22、請願第4号「老朽原発の稼働等に関わって関西電力からの説明を求めることの請願」を議題とします。

本日まで受理した請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

お諮りします。議案審査のため、明日4日から8日までの5日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、明日4日から8日までの5日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

（午前 9時46分 散会）